

就労のご相談についてご案内

函館市の地域包括支援センターは、お仕事に関する様々なご相談を受け付けています。

ご相談内容は様々ですが、例えば・・・

Q1 働いたことがなく何から取り組めばいいかわかりません。

A1 まずは面談で困りごとや悩みごとをゆっくりお聞きします。

Q2 ハローワークに行くことが不安です。

A2 職員と一緒にハローワーク等の連携機関やイベントに同行します。

Q3 仕事から遠ざかっており、いきなり働くことが不安です。

A3 就労準備支援事業等と連携し就労の体験も短時間から行えます。

Q4 履歴書の作成や面接に自信がありません。

A4 履歴書の作成のお手伝いや、面接の練習を一緒に行います。



連携機関・窓口

○ハローワーク
○就労準備支援事業
(リビングシーク)
○若者サポート
ステーション 等
ご相談者のペースに合わせ、
各機関・窓口と連携をして
います。
お気軽にご相談ください。



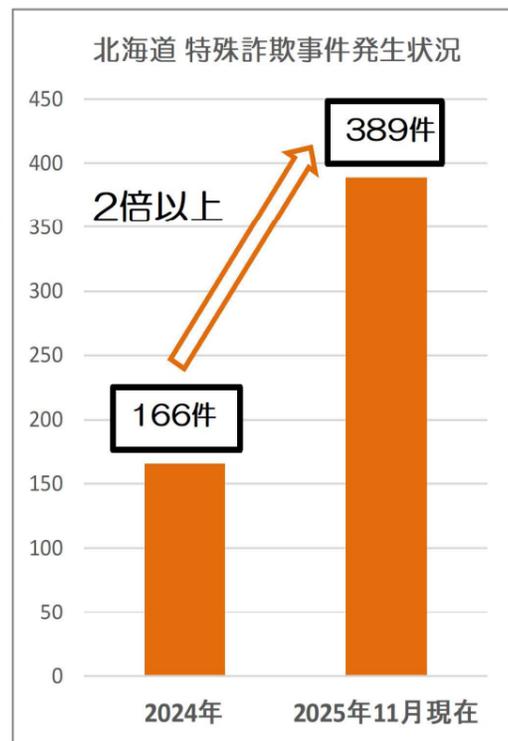
地域包括支援センターたかおかへお気軽にご相談下さい。

特殊詐欺にご注意ください！

昨年、函館市在住の女性が警視庁を名乗る男から「あなたが事件に関与しているかもしれない。」と連絡を受け、道内で過去最高額の約1億9800万円をだまし取られる特殊詐欺事件が発生しました。このように高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶ちません。「私は大丈夫。」とは思わず、「自分や家族が騙されるかもしれない。」という意識を持ち、特殊詐欺の手口を知り、対策することが重要です。

こんなキーワードに要注意！

- 名義を貸してほしい。
- 還付金を振り込みたいので、口座の暗証番号を教えてください。
- 今すぐ未払金を振り込んでほしい。
- 支払わなければ訴訟を起こす。



「怪しいな」「もしかして…」と思ったらまずはご相談ください！

●警察相談ダイヤル 51-9110/#9110

●函館市消費生活センター 83-7441

※当センター（57-7740）にもお気軽にご相談ください。



高松町：エヴァちゃん（左） サキちゃん（右）

函館市地域包括支援センターたかおか

たかおか通信



第20号 令和8年2月発行 函館市地域包括支援センターたかおか 発行責任者 松野 陽



施設長
松野 陽

今年の冬は気温の低い日が続き、寒い寒いと言葉が口をついてしまいます。こんな冬には風物詩の「気嵐（けあらし）」が楽しみです。浜辺から沖合にかけてゆらゆらと立ち上る幻想的な景色。早朝の青森方面を眺めると、逆光に照らされ高く濃い霧が津軽海峡に広がり魅入ってしまう美しさです。一般的には「蒸気霧」と言って川や湖に発生する霧も含むそうですが、気嵐は北海道の方言で、特に海に発生するものを指すようです。温かい水面に冷気が触れることで発生するこの自然現象は、海からのプレゼントのように感じています。

私は趣味で釣りをしますが、この時期に海で魚を釣り上げ魚に触れると温かいことに驚かされます。外気より海中の方がかなり温かいことを実感する瞬間ですが、気嵐を観るといつもこのことを思い起こします。昨今は殺伐としたニュースを見るたびに暗い気持ちになりがちですが、寒風の下海は温かいことに思いを馳せ、自分自身もいつも海の温かさで魚を包み込むような心持でいたいと思っています。今号もよろしくお祈りします。

函館市地域包括支援センターたかおか



【所在地】

〒042-0955

函館市高丘町3番1号

【電話番号】 0138-57-7740 【営業時間】 8:45～17:30

【FAX】 0138-57-7746 【営業日】 月曜日～土曜日（日曜日は定休）

※休日・夜間は携帯電話に転送しており、お急ぎの場合などご相談をお受け致します。

（自立相談支援機関は休日・夜間の相談は行なっていません）

地域包括支援センターたかおかの担当地域です(東央部第2圏域)

戸倉町・榎本町・上野町・高丘町・滝沢町・見晴町・鈴蘭丘町・上湯川町・銅山町・旭岡町
西旭岡町1丁目・西旭岡町2丁目・西旭岡町3丁目・鱒川町・寅沢町・三森町・紅葉山町
庵原町・亀尾町・米原町・東畑町・鉄山町・蛾眉野町・根崎町・高松町・志海苔町・瀬戸川町
赤坂町・銭亀町・中野町・新湊町・石倉町・古川町・豊原町・石崎町・鶴野町・白石町
東央部地区高齢人口（65歳以上人口）…9,295人 高齢化率…44.6%（令和7年12月現在）

ケアマネジャー
からのお知らせです

介護保険サービスを利用するために

こんな悩みどうすればいい？

足腰が弱ってきたから運動を始めたいけど・・・

物忘れが気になってきたけど病院はまだちょっと・・・

掃除や買い物が大変になってきたけどどんなサービスがあるのかな・・・

介護保険のサービスを使いたいとは思っているけど、お金のことが気になって踏み出せない・・・

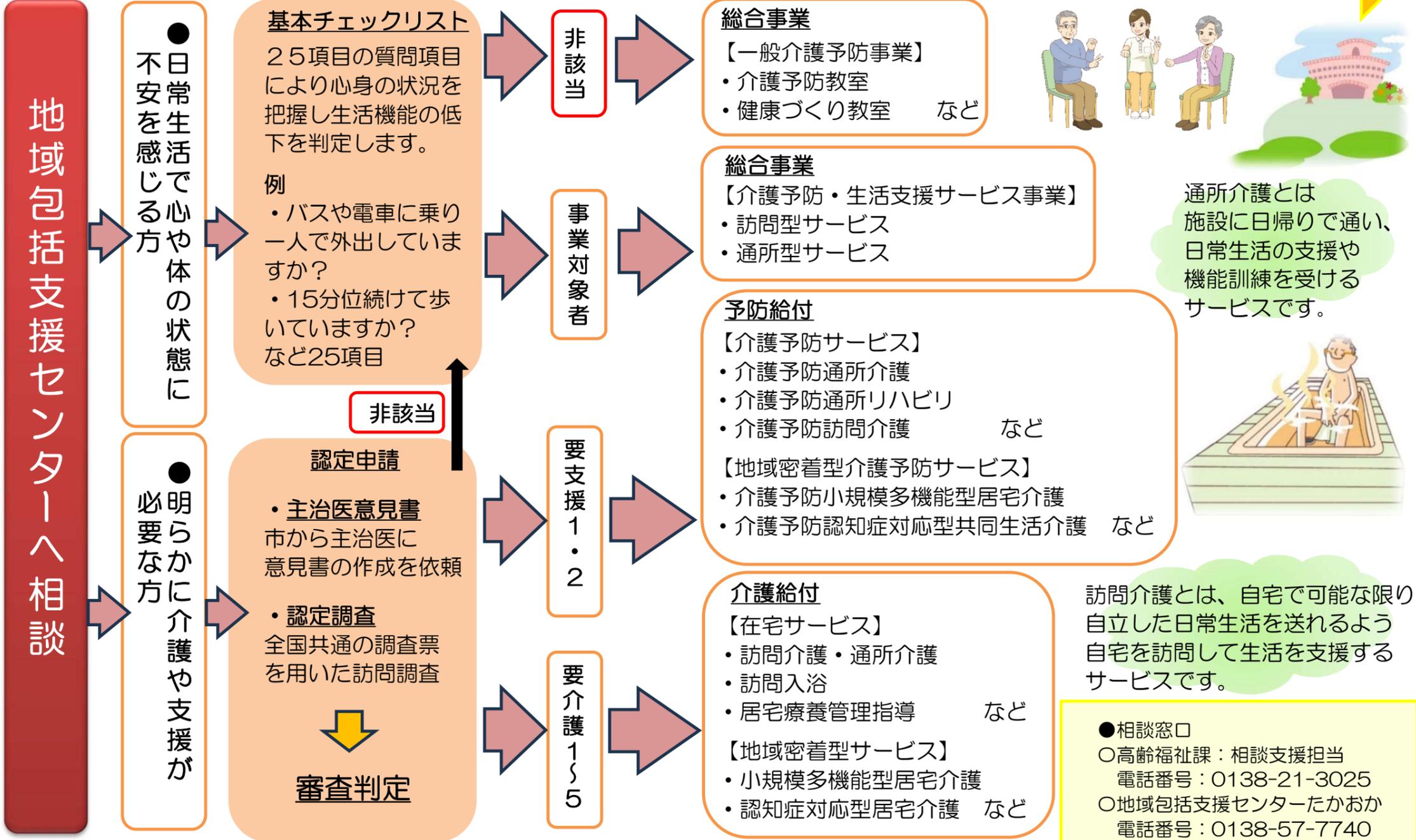


介護保険サービスを利用するための申請の流れや、どのようなサービスを利用できるのかを簡単にご説明致します。



※40歳～65歳未満の方
医療保険加入者で16種類の特定疾病に該当し要介護・要支援状態になった場合に介護保険サービスを利用できます。

まずは相談すればいいんだね ここまでくるとサービスが利用できるんだね どんな内容か知りたいね



●相談窓口
○高齢福祉課：相談支援担当
電話番号：0138-21-3025
○地域包括支援センターたかおか
電話番号：0138-57-7740

